

企 画 課 長	山 崎 純
魅力づくり推進課長	宮 垣 将 司
財 政 課 長	吉 本 真 人
税 務 課 長	近 森 茂
生 活 安 全 課 長	脇 本 健 二 郎
住 民 課 長	水 川 綾 子
社 会 福 祉 課 長	新 藤 正 敏
こ ど も 課 長	森 川 雅 枝
保 健 セ ン タ ー 所 長	森 原 知 美
建 設 課 長	木 村 生 栄
上 下 水 道 課 長	早 稲 田 誠
教 育 長	田 坂 裕 一
教 育 次 長	石 川 直 之
学 校 教 育 課 長	小 林 伸 二
生 涯 学 習 課 長	森 原 宏 生
総 務 課 主 幹	下 野 武 士
収 税 対 策 室 長	谷 川 雅 彦
環 境 セ ン タ ー 所 長	岡 田 隆 弘
上 下 水 道 課 主 幹	松 浦 邦 彦
上 下 水 道 課 主 幹	日 高 博 之

~~~~~○~~~~~

7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 川 修 治 |
| 主 任         | 戸 成 正 考 |
| 主 事         | 木 村 俊 英 |

~~~~~○~~~~~

8. 付 託 案 件

- 第 8 号議案 平成29年度海田町一般会計補正予算（第6号）
- 第 9 号議案 平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 10 号議案 平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 11 号議案 平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）

第 12 号議案 平成 29 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

午後 1 時 5 8 分 開会

○委員長（崎本）本日は大変御苦勞様でございます。これより予算委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので委員会は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。本委員会に付託されました案件は、あらかじめお手元に配付しております審査進行表のとおりでございます。審査に先立ちまして、町長からの発言の申し出がありますので、許します。はい、それでは町長。

○町長（西田）皆さん御苦勞様でございます。ただいまから平成 29 年度補正予算について御審査をいただきます。十分な審査をいただき、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（崎本）はい、それでは審査に入ります。本委員会に付託されました案件について、町長の提案理由及び主管課長等の説明は終わっております。進行表に沿って審査を行います。審査は議題ごとに質疑を行い、最終的に、討論、採決を行います。ここで皆様に御協力をお願いいたします。各委員の皆様、質疑は原則一問一答形式にやって回数に制限はありませんが、簡潔に行っていただくようお願いいたします。執行部の皆様、答弁は質疑の主旨に沿って、簡潔に要領よく的確に行い、メモを取るなどして答弁漏れがないようお願いいたします。なお、直ちに答弁ができなかった場合は、原則として休憩を取り答弁を待つことにいたします。また、予算関係の審査の進め方でございますが、基本的に、各資料のページごとに審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、第 8 号議案、平成 29 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。資料 13、補正予算説明書を御用意ください。いいですか。はい。まず、歳入の、1、2 ページをお開きください。質疑があれば許します。はい、住吉君。

○委員（住吉）景気が良くなった、良くなった言いながら、法人町民税と配当割交付金、これはマイナス補正になつるとするのはどうも腑に落ちんですが、その理由は何でしょう。

○委員長（崎本）税務課長。

○税務課長（近森）はい、法人町民税の減につきましては、自動車関連企業の法人税割が見込みより少なかったためでございます。

○委員長（崎本） 財政課長。

○財政課長（吉本） 併せて2点目の配当割交付金の減につきましては、少額投資非課税制度、いわゆるNISAの利用が普及し、当初見込みより非課税分の増が見込まれるためでございます。

○委員長（崎本） はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（崎本） なかったら3、4ページ。ありませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉） 先ほど議場でも説明が若干ございましたが、この地方交付税が減になった理由を再度説明願います。

○委員長（崎本） 財政課長。

○財政課長（吉本） 地方交付税の総額の減理由でございますが、法定普通税の基準財政収入額の方が当初見込みを上回ったことにより、基準財政収入額が増えたことにより、結果として普通交付税の減でございます。

○委員長（崎本） ほかにございませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉） 聞き方がまずかった。要はこれ、説明の方では普通交付税、さっきの話は特別交付税と生活保護の分が特別交付税じゃったが、地方交付税に振り分けられましたという、云々かんぬんいう話がございますが、特別交付税が基準財政額云々かんぬんで減るということがあり得るのか、ちょっと分かんんですよ。その辺の説明、願います。

○委員長（崎本） はい、財政課長。

○財政課長（吉本） 説明が不十分ですいませんでした。まず初めに、従来の28年度までは福祉事務所設置町に係る交付税措置が特別交付税において措置をされておりました。29年度から、制度改正により、特別交付税ではなくて普通交付税の方に措置されることになりまして、本町においては、29年当初予算、その変更の措置が間に合いませんでしたので、今回の措置に伴いまして、当初予算では特別交付税で見ていたものを、減額して、普通交付税の方に移行しております。その額が特別交付税の減額2億4,300万、ここの額が、福祉事務所設置分として、普通交付税の方に移行されておりますが、一方で、従来分の普通交付税の方が、先ほど申した基準財政収入額が当初見込みを上回ったことにより減となりますので、それぞれ、総額としては、交付税総額では減額となっている状況でございます。

○委員長（崎本） 宗像君。

○委員（宗像）ということは、うちの基準財政調整、財政額か、これは、生保の費用を引いた部分が本来2億4,000万増えんにやいけんから2億4,000万増えてないといけないのが、増えてないということは、基準財政額が普通の町村に比べたら7,000万減っておるといことは、普通の町村に比べたらいいというふうに理解していいんですか、それとも悪いと理解していいんですか。だから、当然これ悪ければこの数字以上の普通交付税が来ますよね。だから、うちの額は、いいから、これ7,000万減ったことになるんですよね。そう理解していいんですよね。

○委員長（崎本）はい、財政課長。

○財政課長（吉本）まず特別交付税から普通交付税に越した福祉事務所分の関係で、今、委員御指摘のとおり、基準財政需要額の方が、特別交付税分が需用額の増とはなっておりますが、一方で、基準財政収入額の方が、法定普通税の増が、当初見込みを上回ったことにより、基準財政需要額から収入額の差が普通交付税ということでございますので、特別交付税で移行した福祉事務所分は満額きっちり措置されている一方で、収入の増ということでの、総額での交付税の減という状況でございます

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）トータルで、今、半分分かったんですけど、普通交付税の方が当初見込みよりも大分大きくなった、それは理解した。でも、ということは、この2億4,000万は丸々100パーセント普通交付税に乗かってきておるのかどうか、その説明がはっきりされてないんで、乗かって来てるんなら乗かって来ると説明してください。

○委員長（崎本）財政課長。

○財政課長（吉本）普通交付税の方に丸々移行しております。

○委員長（崎本）ほかにもございませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）最初に議場でも説明がありましたが、国庫補助金の内示率が見込みを下回った。建設の方が割食つとるように見えますが、これは、この時期にならんと分らんもんなんでしょうか。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）その年度の内示については、4月に示されますので、4月時点で分かります。

○委員（崎本）ほかにもございませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉）それがなぜこの3月になってマイナスとなっているのか。

○委員長（崎本） 財政課長。

○財政課長（吉本） 内示の方は年度当初に分かる状況でございますが、その後の執行の調整であるとか、また入札執行残との調整、それを含めて3月補正でまとめて整理させていただいたものでございます。

○委員長（崎本） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、なしと認めます。5、6ページをお開きください。質疑がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、なかったら7、8ページ、質疑ありますか。はい、富永君。

○委員（富永） はい、宝くじコミュニティ助成金ですけれども、当初1,250万の見込みだったのが、これ、減ってるのは、申し込みがなかったのか、申し込んだけど、当たらなかったというか、頂けなかったってということなんでしょうか。

○委員長（崎本） はい、魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣） 改めまして、汁免ちびっこ公園、寺迫公園遊具の整備分をしなかったために、減額しております。

○委員長（崎本） はい、ほかにありませんか。はい、財政課長。

○財政課長（吉本） すいません、宝くじコミュニティ助成金については、要望したんですが、結果として採択されなかったことによる減でございます。

○委員長（崎本） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、90ページをお願いします。はい、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい。11、12ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 13、14。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい。15、16、はい、住吉君。

○委員（住吉） 防犯灯管理事業で光熱水費が75万上がっております。これは、防犯灯の設置数が増えたことによるものなののでしょうか。それとも、電気料金はそんなに上がって

ないと思うんですが、料金が上がったからなんですか。

○委員長（崎本）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今回お願いする補正につきましては、電気料金の増でございます。

ただこれ電気料金の増の中に、燃料費調整額制度というのがございます。これ、中国電力、電気事業者が発電に使う、原油であるとかそういうものの統計によって、それが上がったり下がったりするものでございますから、いわゆる基本料金は変わらないんですけども、その燃料費調整額というのが、毎月増減いたします。それが、今、原油価格の高騰によって、少なくなってきたことによって、支払い額が起きたと、大きくなったというところでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）やはり防犯灯の設置数が多い、極端に言うたら、極端に言ったら私の自治会はそこまで上がったという覚えはないですね。毎月の。やはりそれ防犯灯の設置数が多いからそういった燃料調整額というものが掛かってくるものなののでしょうか。

○委員長（崎本）はい、生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）17、18 ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、19、20 をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）21、22、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、23、24、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）25、26 ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）27、28。はい、住吉君。

○委員（住吉）児童福祉総務費で子ども子育て支援事業、これ、国庫補助金返還金が生じておりますが、これはどういった理由からでしょうか。

- 委員長（崎本）はい、こども課長。
- こども課長（森川）平成 28 年度実績で児童クラブ、それから、一時保育延長保育分の超過分について返還したものでございます。
- 委員長（崎本）ほかにございませんか。はい住吉君。
- 委員（住吉）超過分について返還って、何が超過したんですか。
- 委員長（崎本）こども課長。
- こども課長（森川）補助金受け入れ額が、実績を上回ったため変化したものでございます。
- 委員長（崎本）はい、住吉君。
- 委員（住吉）補助金が調定額より上回った。うん。その上回った理由は何ですか。
- 委員長（崎本）こども課長。
- こども課長（森川）概算交付に伴う実績に伴いまして、返還するものでございます。
- 委員長（崎本）はい、住吉君。
- 委員（住吉）実績って何なん、人数なんか。受け入れ人数が上回ったんなら、補助金をもっともらってもいいって取れるんですよ。何が、実績が上回ったんですか。
- 委員長（崎本）はい、こども課長。
- こども課長（森川）児童クラブにおきましては、支援員の雇用が概算より少なかったということで返還も生じているもので、一時保育、延長保育につきましても、利用が少なかったことに伴いまして返還をしたものでございます。
- 委員長（崎本）ほかにございませんか。前田君。
- 委員（前田）とやかく言うほどじゃあないんじやけども、子どもが増えたんかどうかわからないけど、一番下言うた方がええか、下から 3 番目言うた方がええんか、この内容説明ね、私立保育所。保育事業が 2,300 万円ほど増えとる、ちょっとこれ詳しく、子どもが何ぼぐらい増えてこうなった、ということで 50 人増えとるか、30 人増えるか、
- 委員長（崎本）はい、こども課長。
- こども課長（森川）まず、私立保育所委託料の増額分につきましては、予算、予算上よりも、実績がまず 5 名ほど現状上回っております。また加えまして、ゼロ歳児の受け入れが 12 名、予算計上より多かったことから、私立保育所の委託料について増額をさせていただいております。次に施設型給付でございますが、こちらにつきましては、町外の認定こども園や事業所内保育を利用されていらっしゃる方が予定より、10 名、すいま

せん、13名、予算よりも多かったことから、施設型給付の方も増額の補正を計上させていただきます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、次行きます。29、30。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）31、32。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、33、34。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、35、36。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。37、38。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）39、40。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）41、42。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。43、44。はい、住吉君。

○委員（住吉）町道6号線バイパス整備事業のところで、移転補償費精算業務委託料未執行、未執行とは何ですか。

○委員長（崎本）はい、建設課長。

○建設課長（木村）はい、今現在、用地取得で用地交渉をさせていただいている方の建物の移転補償費を予算計上させていただいたものでございます。昨年度、協議の中で、事業に協力をしていただけるということで計上させていただいたんですが、建物調査によってその建物内に入るというのがちょっと難しいということで、今年度の執行ができないということで、予算から落とさせていただくものでございます。

○委員長（崎本）はい、住吉君。

○委員（住吉）建物内に入るのは言うて、要は中を見せてもらえんというふうに捉えたらよろしいんでしょうか。

- 委員長（崎本）建設課長。
- 建設課長（木村）はい、調査に伴う立ち入り、中に入るのを拒否されておるというところでございます。
- 委員長（崎本）住吉君。
- 委員（住吉）ということは、今後も難しいという可能性があるんでしょうか。
- 委員長（崎本）建設課長。
- 建設課長（木村）事業そのものには御協力の意思を示していただいておりますので、引き続き、お話し合いを続けて何とか御協力をいただけるように努力してまいります。
- 委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本）45、46。ございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本）47、48。ございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本）49、50。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本）はい、51、52。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本）はい、53、54。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本）はい、55、56。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本）はい。57、58。はい、富永君。
- 委員（富永）中学校競技力等向上対策事業の指導者報酬ですけれども、ここ減額されているんですけれども、平成30年の一般会計では、また同じ額が出されているんですけれども、この減額理由というのを教えてください。
- 委員長（崎本）学校教育課長。
- 学校教育課長（小林）今回の減額理由は、指導者の確保ができなかったことによるものでございます。
- 委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。富永君。

- 委員（富永）ということは、平成 30 年度は確保するという方向で、同じ額を計上されているんですか。
- 委員長（崎本）学校教育課長。
- 学校教育課長（小林）30 年度も何とか確保したいというふうに考えております。
- 委員長（崎本）はい、59、60。はい、下岡君。
- 委員（下岡）これとですね、今資料 14 でですね、配付されてる、公民館整備事業実施設計履行期間の延長にというのが、関係あるかどうか。執行残として公民館整備事業でですね、1,600 万ほど、委託料執行残になってるんですけど、直接の関係はないかもしれませんが、このことについて、この資料 14 について、ちょっと質疑させていただきますけれども、実施設計が 3 月末の予定が 5 月末まで 2 か月ずれるということなんですけれども、延長の理由がですね。設計作業の前提となる最終的な仕様決定に不測の日数を要したとなってる訳ですけども、12 月の公民館整備特別委員会で示されてるスケジュール、その時点ですら、実施設計は 12 月から 3 月までの 4 か月でやると。そのうち、2 月の後半からはですね、建築確認申請ということになってる訳ですから、現実問題としてはですね。ここにあるように、6 月の 3 日から 3 月 30 日までが実施設計の実際の委託期間であったと、いうことはですね、実際に、結果として、6 月から 11 月まで掛かってですね。6 か月掛かってですね、この実施設計の最終的な仕様決定を町側でやってたと、こういうふうに捉えてよろしいんです。それが、6 か月がですね。2 か月延びたという解釈でよろしいんです。
- 委員長（崎本）はい、教育次長。
- 教育次長（石川）はい、実施設計段階におきまして、概算工事費の増額が見込まれたため、基本設計から一部の仕様を、見直しを行っておりますその最終的な仕様を定めるための不測の時間で増えたものでございます。
- 委員長（崎本）はい、簡潔にお願いします。下岡君。
- 委員（下岡）不測といいましてもですね、4 か月あって、ね、不測が生じて 2 か月と、そんな大きな変更です。中身を見たら大した設計の変更じゃないと。マイナーなマイナーチェンジですよ。それで 4 か月で足らんかったから 2 か月で 6 か月になったと。実際の設計は残りの 4 か月でやるようになったと。というのはですね、実際どうなんかと思いますけども、これ、不測の日数を要した、その原因というのは、今、基本設計まで遡るような内容であったというけど、どういうチェックをですね、基本設計についてした

んです。

○委員長（崎本） 一問一答でお願いします。

○委員（下岡） はい。

○委員長（崎本） 建設課長。

○建設課長（木村） はい、基本設計の段階では、まず、敷地条件に応じた建物の配置、各階の平面プラン、それらが建築基準法上に合致して、建てれるかどうか、また、簡易な構造計算によって、それが建物として成立するかどうかというものを検証した上で、概算の工事費を算出するというのが基本設計の範囲でございます。

○委員長（崎本） はい、下岡君。

○委員（下岡） そういうことというのはですね、もう分ってる訳ですから、基本設計の成果物を受け取る時にですね、ちゃんと、チェックしてですね、途中、基本設計、中電技術コンサルタントのときにですね、もうやっておくことじゃないです。それを積み残して実施設計のときにやるからですね、こんなことになるんじゃないです。

○委員長（崎本） はい、建設課長。

○建設課長（木村） 実施設計は、基本設計を基に、今度は、具体的に、構造計算であったり、建物の配置等を再検証しながら工事発注できるような形で検討を進めていくものでございます。その中で前半において、それらを再確認と構造的な確認を行った後に、それから、最終的な仕様等々をですね、提案をした上で決定していくという流れになります。

○委員長（崎本） はい、下岡君。

○委員（下岡） 仕様変更しなきゃいけないというのはね。誰から、そういうことになったんですか。例えばニュージェック、実施設計やる設計事務所からの指摘でそういうことになったんですか。

○委員長（崎本） はい、教育次長。

○教育次長（石川） 誰からということではないんですけども、基本設計を基に工事費を積算した結果、基本設計時の推定工事費を大きく上回ったものでございます。そちらの仕様を検討し、最終的にするための日数でございます。

○委員長（崎本） はい、下岡君。

○委員（下岡） いずれにしてもですね、こういうケースというのは、今後同じように、今度、庁舎建設に入ってくる訳ですから、こういうようなスケジュールですね、今後、庁

舎建設も、やったらですね、いくらでも日数を要すると思うんで、それは今後、大きく改善すべき点だと思うんです。その点はどうなんですか。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）はい、今後はこういった点に踏まえて、しっかり工程管理を行ってまいりますと考えおります。

○委員長（崎本）その他、ございませんか。前田君。

○委員（前田）今の続きなんだけどね、説明聞いてね、理解ができんというかね、なんか今言うた資料 14 でも貰うとるんだけどね、検討した主な機能、訳の分からんことを書いとるがね、移動席がどうした言うん、観覧席が。こんなものは、既製品を引っ付けるだけの話。外部の意匠がどうした、ルーバーがどうやら。もう極端な話が、垂木をぶつけてその部分だけコンクリで抜いとくだけじゃ。何の関係もない。吹き抜けがどうした言うん、構造的に持つ持たんか、の、これ設計の段階で、ね、メンバを大きくすりゃあ済むことよ。何ができんのか。駐車場の景観がどうしたんよ。こんな説明じゃあ訳が分からんよ。はっきり言って何が言いたいと言うと、この業者、能力がないんじゃないか、ね。何とか知らんけども、ニュージックかなんかわしには分からんが、これだけのことができん。（2）の2の方に書いとる進捗状況の回復、どうしたん、町と協議して、こんなものをやるのに既に10か月掛かるとるんよの。少々の設計は、10か月もあつたらできるよ。結論から言やあ能力がないんじゃないと思うが、で、こないだまでこれ、お金払ってない言うことは、前渡金を渡しとるんよの。どうもこれはね、いい加減なものができるんじゃないか思うんだが、まず能力は、長うなるけえ、委員長が目を光らせておるけえの、結論から言うよ。能力がないんじゃないかいうの一つ。一問一答でいこう。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）はい、今回の受託業者さんにつきましては、町の方で検討するに当たっての資料作成でありますとか、その辺の協力を十分させていただいております。能力の部分につきましても、設計提案であつたり、その能力というのは問題ないと考えております。

○委員長（崎本）前田君。簡潔にお願いします。

○委員（前田）その能力はあるんかどうかわらんけどね、この、書いとることを見たら、これ能力がないから、分からんからしとるんじゃないやろう。で、完成品か成果品かわらんが、何が成果品で出て来とるん。何も出とらんじゃない。工期延期しただけじゃない。その

辺はどうなっとるん。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）最終的な仕様を決定するのは町側が決定することになるんですけども、それらの決定に当たって、いろいろどういったものが最も良いかという検討に時間を要してしまった部分がございます。成果品というのは、今、その仕様が決定した段階で初めて図面を描くことができる部分がございます。今、努力としましては、でき上がった図面から町の方で確認をしながら、業務を進めているところでございます。

○委員長（崎本）ちょっと正確にね、何かどこかに不手際があったかなかったか。ちょっと明確に答弁してください。建設課長。

○建設課長（木村）受注業者さんの方にそういった不手際があったということはございません。

○委員長（崎本）はい、前田君。

○委員（前田）何もないんだったらね、どういうこと。今までいい加減なことをしとって、仕事しとらんかったということ。受注者の作業体制の強化、何も仕事しとらんかったいうことになるやない。逆な言い方すりゃあ、能力のない者がただ携わっとっただけじゃない。で、1,600万だから2,400万払うとるのか、これ。ええ。4,000万ぐらい予算あったはずなんだけど、その辺のことも併せて聞こうか思うんだけど。能力、逆に言うたら、ないいうことじゃろう、評価は。どうなっとるの、その辺は。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）町が仕様決定をしないことで、作業が進めない状態が続いておりました。その影響で遅れを回復するために、体制の強化等々をお願いしてやっていただいたというものでございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。はい、前田君。

○委員（前田）基本構想を練って町の体制が決まらんかったというのは、また理解はできん話しとるんじゃがね、言うてもどうもならんかも分からんが、遅れとるのが現実じゃろうからね、何か知らんが、千葉家との取り合いの目隠しのフェンスが、訳分からん。何のことを言うとるのか、わしには理解できんのよ。さっき言うたように、能力がないんじゃろう思うんよ。こういうことでね、これは、今度は2か月延長する言うんかいの、そこまで、何と言うんか、要求どおりのものが、言うてもしようがないが、できるんかどうか、ちょっとその辺、ちょっと確認する。

- 委員長（崎本） はい、分かりますか。はい、教育次長。
- 教育次長（石川） 履行期間を 30 年 5 月 31 日まで延長し、建築確認申請等を行う中で、その後の工事発注時期等当初どおり進めることが可能であり、当初お示ししておりました平成 32 年 4 月開館のスケジュールには遅れは生じないものというふうに確認しております。
- 委員長（崎本） ほかにございませんか。住吉君。
- 委員（住吉） 一応確認。これ、いつの時点で間に合わんというのが分かりましたか。
- 委員長（崎本） 教育次長。
- 教育次長（石川） 平成 30 年 1 月 30 日でございます。
- 委員長（崎本） 住吉君。
- 委員（住吉） 1 月の終わりに分かったもんが、今頃になって報告というのは、これどういうことですか。
- 委員長（崎本） 教育次長。
- 教育次長（石川） 1 月 30 日に私どもの方に連絡が入りました。その後、先ほどお伝えしたように、当初の開館スケジュール、工事に関するスケジュールの開館等については、遅れないという確認もいたしました。こちらの説明を公民館特別委員会ではなく、こちらの方でさせていただこうというふうに判断をさせていただいたものでございます。
- 委員長（崎本） 住吉君。
- 委員（住吉） やっぱりね、悪い知らせは早う連絡せんにゃあ。時間が経ったって絶対良くならんものじゃけえ、これは。で、前田委員も確認しましたが、これは本当にできるのかいう不安があるんですよ。建設工事、17 か月。17 か月程度いうて書いていますが、今人手不足、資材不足で、大きい工事は結構遅れが生じとるんですね。交通誘導員も足らん。前も言うたかも知れんけども。実際、道路の修繕工事、予算も決まった、業者も決まった、でも、交通誘導員が決まらんけえ、なかなか直せんいうケースも出てきてるんですよ。その中にあっても余裕もないような状況で、これ、間に合わんかったら、何のために東京オリンピックまでにいうのが出てくる、今度は。織田幹雄記念館、本来ならオリンピックに絡めてやるんじゃなく、もっと早く開館してもええぐらいなんですよ。ぎりぎりのスケジュールになってる状況下において、確認ですよ、本当に、間に合いますか。
- 委員長（崎本） 教育次長。

○教育次長（石川）先ほどと同じ答弁になろうかと思いますが、32年の開館のスケジュールに遅れは生じないものというふうに確認しております。全力で取り組むように進めてまいります。

○委員長（崎本）前田君。

○委員（前田）なんかね、先ほどから聞いとるが、ほんま能力がないんじゃない思うけども、何が言いたいか言うとな、結論から先に言うよ。これはもうキャンセルした方がいいんじゃないかと。それ、ちょっと待て。何が言いたいか言うたら、先ほどのね、予算がね、必要以上に工費が掛かるじゃどうじゃ言うて。日数を掛けて検討しておる。これ、日数を掛けて減額できる訳、こんなの。そういうところの説明がでたらめみたいな気がするんよ。そこらを二つ合わせて、こんなものキャンセルしてしまえとか、日数を掛けたら、工期が、下岡さんのあれで言うと、予算が必要以上オーバーじゃが、日数掛けて検討しておる。それで減額できるんなら、工期もう半年延ばせえ。そしたら、極端を言うたら工事がただでできるんじゃない。説明がでたらめじゃないの、これ。どうなのか、そこらを含めて、誰が責任ある答弁するんだ。

○委員長（崎本）教育長。

○教育長（田坂）実施設計段階におきまして、概算工事費が、大幅に増額が見込まれまして、その削減に向けた検討協議を行ってまいりました。本来であれば、9月一杯で業者に最終の仕様をお返しするところだったんですけども、数億円を上る事業費を削減するという想定外のことがありましたので、それに時間を要して、最終的な仕様を業者に提示したのが、11月24日に決定をして伝えたとでございます。その部分の2か月が伸びておりますので、このような形になっております。

○委員長（崎本）はい。分かりました。はい。兼山君。

○委員（兼山）相手方には不手際がないってことを言われたんですが、町に不手際があるということではないんですね。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）そういう意味ではございません。より良い、いいものを造るという部分で、何がどういう組み合わせの設備が、最も良い形で安価に済むか、その組み合わせ等々を検討するのに、町の方で時間を要してしまったというものでございます。

○委員長（崎本）ちょっと、建設課長。教育長が、2か月発注せんかったのが不手際があったと言われますが、あなたはそれが正当な理由じゃないと言う。どっちがほんまです

か、一つにまとめてください。はい、建設課長。

○建設課長（木村）はい、申し訳ございません。確かに結果として2か月遅れが生じたということは、そのとおりでございます。ただその過程において、町の方でそういった仕様を決定する部分で、いろいろ検討させていただいたと、で、それに不測の日数を要したというものでございます。

○委員長（崎本）はい、分かった。はい、多田君。

○委員（多田）この3番目の延長の理由の、検討をした主なものは機能と、多分この機能を削減されたか変えられたということ、費用削減のためにそうされたんだと思うんですけど、実際にこれは、実施設計が出てくれば分かるんでしょうけど、ここに書いてあるのが全て見直しされてなくなったのか若しくは安くなるような形で検討されたのか、検討した理由というところを、機能というのをもうちょっと詳しく説明をしていただけますか。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）検討した機能でございますが、資料14にございますように、検討した機能を列挙させていただいております。1番目については300席から200席というのは使い勝手の部分でございます。外部意匠につきましては、いかに費用対効果を高めるかというので、現在、外壁仕上げをルーバー等にしておいたものを、コンクリート打ち放しの目板張りにさせていただいたとか、吹き抜けにつきましては、もともと吹き抜けがあったんですが、これを中止することで防火シャッター等が不要になりますので、事業費を下げるということで検討させていただきました。駐車場の景観舗装でありますとか、3階講座室に柱をなくすといったことにつきましても、利用勝手であったり景観の向上を図るという部分で検討したんですけれども、こちらについては実施を見合わせております。千葉家住宅との取り合いでありますとか、舞台音響、照明、あと、織田幹雄記念館の二重壁という部分につきましては、二重壁につきましては、シミュレーションの結果、こちらで十分機能が発揮するということで減額になるような形で採用させていただきました。舞台音響、照明につきましては、利用者の意見を取り入れた上で検討させていただいたものでございます。千葉家住宅の取り合いにつきましても、それらを一体的な経過の中で検討させていただいたということで、どれが採用して、どれが不採用とはちょっと明確に言いにくいんですけれども、検討の中で、仕様、どの仕様にするのが最も適当かというのも併せて検討させていただいたものでございます。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）ええとね、ごじょごじょごじょ言うても、遅れとるのは遅れとるけえ、やらざるを得ん訳ですよ。その前に、一番大事なことを忘れ、あの、当初、基本計画の段階で、なんぼじゃったかな、9億8,000万。基本設計13億、実施設計で13億を超えるけえ、なんとか13億にしようと思うて減した。それは分かる。じゃあ、何で初めから13億でやらなかったん。基本構想、基本設計、実施設計とばらばら発注するからでしょう。初めから実施設計で発注したら、こんな問題起きやあへんじゃない。その辺、今から、今度はたちまち役場の庁舎の問題が出てくるが、同じようなことが起こるんじゃないんですか。基本設計で30億、実施設計になったら、40億になった。金額が増えたけえ、我慢してくださいと。ごちゃごちゃごちゃごちゃ発注するんじゃないで、一編で答えが出るような発注してない執行部に一番大きな問題があるんじゃないんですか。その辺について、どう考えて、今後、どういうふうにされるんですか。

○委員長（崎本）建設課長。

○建設課長（木村）基本設計、実施設計と分ける意味合いとしましては、徐々に必要な精度を高めていって、成果品を作るという部分でございます。それを一括発注する方法と、分離発注する方法、双方、メリット、デメリットがございます。分割発注するメリットは、やはり違う目でチェックが入る、大きな設計の瑕疵が生じにくくなるという部分がございます。したがって、今回のものにつきましては、それぞれの段階で概算工事費を出させていただいておりますが、その段階、段階での精度によって概算工事費を出させていただいております。したがって、実施設計が一番精度の高い金額になるんですけれども、やはりその精度誤差という部分が出てまいりますので、その精度誤差をチェックするなり仕様を検討するということで吸収しながら最終的な成果品を作り上げさせていただいたものでございます。

○委員長（崎本）ちょっと今の答弁をね、ちょっと、質疑を聞いてからやってください。今後やるのに、こういう問題が出るか、出た場合はどうするかちゅうことを聞かれちゃうんよ。正確な答弁をお願いします。建設課長。

○建設課長（木村）今後このようなことがないように、十分協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（崎本）はい、宗像君。

○委員（宗像）と言いながら、過去いろいろやってきて、基本設計、概略設計、ああ、基

本構想、概略、基本設計、実施設計と、金額がごじょごじょに上がっちゃうことは事実、だから、その辺をきちんとした状態でもってないから、今みたいに、予算、数字を削るために苦労して、結果的に工期が遅れるようになった訳でしょ。帳尻を合わせるために遅れることになった訳でしょ、今の説明では。だからこそ、必要なのは、初めからきちんとした数字を出さない、こんだけにしときゃあ議会が通るわ。そんな思いで、基本設計やら基本計画をやってくるからでしょ。それなら初めから実施設計でやって、きちんとした数字を出して、これでいかがでしょうかと議会に示すのが本来の筋だと思うが、それについて、今後どういうふうに考えていくか、それから、このようなことがない言うても今までずっとやってきている訳。ね。また同じことが起きたらだれか責任取るんですか。

○委員長（崎本）はい、建設部長。

○建設部長（久保田）はい、発注形態いろいろあると思いますが、今回の事例を今回の事例をですね、真摯に受け止めて、今後の発注方法の検討に活かしてまいりたいという具合に考えております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。はい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）61、62。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）63、64。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、ありませんね。それでは、その他一般会計補正予算全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）質疑を終結いたします。以上で一般会計補正予算の審査を終わります。

ここで執行部の入れ替えがありますので、暫時休憩をいたします。再開は、はい、入れ替え後直ちにやります。

~~~~~○~~~~~

午後2時43分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。特別会計補正予算の審査を行います。

それでは、第9号議案、平成29年度海田町公共下水道特別会計補正予算を議題といたします。資料15を御用意ください。まず、歳入1、2ページをお開きください。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）3、4ページをお願いいたします。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）5、6ページをお願いいたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）7、8ページをお願いいたします。はい、宗像君。

○委員（宗像）東部浄化センター維持管理費3,200万円大きな数字が減額になってますが、これ何か特別な理由があったのでしょうか。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、こちらの方は、東部浄化センターの維持管理負担金、委託料と、流入水量が大幅に見込みを下回ったために、負担金が減額となっております。

○委員長（崎本）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、9、10、お願いいたします。はい、住吉君。

○委員（住吉）こちらにも公共下水道整備事業の中で、海田町公共下水道事前事後調査業務委託料、未執行というのがあるが、なぜ未執行なのでしょう。

○委員長（崎本）はい、上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、こちらの方は、汚水整備に係る私道における価格の事前事後調査を計上しておりましたが、見込みどおり私道の申請等が出てこなかった、と、出てはきたんですけども発注まで至らなかったことにより、調査する家屋がなかったというところがございます。

○委員長（崎本）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）11、12ページをお願いいたします。はい、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） その他、公共下水道事業特別会計補正予算全体で質疑漏れがあれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、なければ質疑を終結いたします。以上で公共下水道事業特別会計補正予算の審査を終わります。

続きまして、第10号議案、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。資料16をお願いします。1、2ページをお願いします。質疑がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 3、4ページをお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい。5、6ページをお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 7、8ページをお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 9、10、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） 11、12ページをお願いいたします。ありませんか。はい、宗像君。

○委員（宗像） 一般医療費給付事業、これは後の高額療養にも全部響いてくるんですが、大幅になってますが、このなった理由は、対象者の減が強かったんか、1人当たりの医療費の減が強かったのか、どちらでしょうか。

○委員（崎本） はい、住民課長。

○住民課長（水川） 見込みの被保険者数の減少及び見込みの医療費減、どちらも原因としては挙げられます。特に、28年度からの社会保険の適用拡大によって、それまでよりも、被保険者の減少が多かったためにより減少率が高くなっております。

○委員長（崎本） 宗像君。

○委員（宗像） 端的に、1人当たりの医療費が減になったんが大きいのか、対象者が減になった方が大きいのか、お聞きしたんですが。

○委員長（崎本） 住民課長。

○住民課長（水川） はい、被保険者の減少が大きな影響を与えております。

- 委員長（崎本） はい、ほかにございせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本） なかったら 15、16。ありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本） 17、18。ありせんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本） はい、19、20。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本） はい。21、22。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本） 23、24。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本） なかったら 25、26 ページ。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本） ありせんだったら 27、28 ページ、  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（崎本） はい、その他、国民健康保険特別会計補正予算全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。はい、住吉君。
- 委員（住吉） まず歳入の方で質疑漏れ。3、4 ページ。財政調整交付金、これ普通交付金が減って特別調整交付金が増えた理由。ちょっと分かりやすく説明願います。
- 委員長（崎本） 住民課長。
- 住民課長（水川） 県補助金の調整交付金かと思われませんが、この普通調整交付金が減額した理由は、保険給付費等の減少に伴うものでございます。特別調整交付金が増額したのは、次の7款の共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金が歳出の保険財政共同安定化事業の拠出金に比べ、交付金の方が大きく少なくなっておりますので、その差額分を補てんされるためでございます。
- 委員長（崎本） はい、住吉君。
- 委員（住吉） 今度は歳出の方で 15、16 ページ、これ財源振り替えということでございますが、なぜ一般財源から特定財源振り替えたんでしょうか。
- 委員長（崎本） はい、住民課長。

○住民課長（水川） 出産育児一時金に関しましては、その支出額の3分の2が一般会計から繰り入れされることとなっており、その財源振り替えをしたものでございます。

○委員長（崎本） ほかにございませんか。はい、住吉君。

○委員（住吉） 一般財源から3分の2を繰り入れることにより、っていう話をしましたが、一般財源を減らして特定財源を増やしとるということは、これは、どういうこと。3分の2、一般財源を減らしとるということは、出産一時金が減ったことになるんですかね。歳出は。3分の2を維持するために一般財源を減らして特定財源を増やしてるんですよ。その分。その仕組み、もうちょっと分かりやすく説明願います。

○委員長（崎本） はい、住民課長。

○住民課長（水川） 12月定例議会の際に、出産育児一時金が不足するという事で増額補正をさせていただきました。その際の歳入の財源としまして28年度からの繰越金を充てておりました。実際のところ、出産育児一時金の財源としましては、一般会計からの繰入金で3分の2充てられますので、今回、財源振替を行ったものでございます。

○委員長（崎本） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） なければ質疑を終結いたします。以上で、国民健康保険特別会計補正予算の審査を終わります。

続きまして、第11号議案、平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。資料17を御用意ください。まず、保険事業勘定からでございます。まず、収入から、1、2ページをお願いいたします。はい、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） なければ3、4ページをお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（崎本） 5、6ページをお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（崎本） なければ、7、8ページをお願いします。質疑があれば許します。住吉君。

○委員（住吉） 包括的支援事業費のうち、生活支援サービス協働体制委託料執行残、これが、先ほど議場での説明では、社協に委託しておる事業の委託料の執行残みたいな形で説明を受けましたが、実際はどういった事業がまずそれ、何でしょうか。

○委員長（崎本） はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤） この事業は、いわゆる総合事業との関わりがございますけれども、総合事業の中の生活支援サービス協議体というのがございまして、要は、この協議体の中で、地域の課題を把握するというのが一番重要なものでございまして、それに伴って、同時に地域の中で、こういったサービスであれば、実施ができるものがあるとか言ったものをまず協議をしていくのがこの協議体でございます。で、その中で一番その重要な部分が、生活支援コーディネーターという方を雇用しないとイケないもので、ちょっとこれは、先まで行ってしまいました、この方の雇用がなかなか良い人材がいらっしゃらなくて、それが遅れたことによる執行残でございます。

○委員長（崎本） 住吉君。

○委員（住吉） 何人雇用しようとして、何人不足になったんですか。

○委員長（崎本） はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤） この生活支援コーディネーターは協議体に1名が必須でございますので、この度は1名の方の人選がなかなか進まなかったということでございます。

○委員長（崎本） はい、ほかにはございませんか。はい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、9、10。住吉君。

○委員（住吉） 介護予防生活支援サービス事業費、併せてケアマネジメント費、それぞれ先ほど見込みを下回ったということでございますが、こちら、要支援1、2の方が対象になるんじゃないかと思うんですよ。それが見込みを下回るというのはちょっと理解できないんですが、これどういったことでしょうか。

○委員長（崎本） 福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤） まず、ここの介護予防生活支援サービス事業は、今委員おっしゃられた要支援1、2の方と、いわゆる総合事業の事業対象者の方もここで支出をしまいたします。一番減額となった理由は、事業対象者の方が見込みを下回ったことによるものでございます。

○委員長（崎本） はい、ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、なかったら11、12、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本） はい、なければ13、14。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) 続いて、介護サービス事業勘定に入ります。まず歳入、15、16からお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) 17、18 ページ。はい、住吉君。

○委員(住吉) ケアプラン作成業務委託料、何件見込んで、実際は何件だったんでしょう。

○委員長(崎本) はい、福祉保健部次長。

○福祉保健部次長(伊藤) 一応、月に145人程度で予算を計上しておりましたが、現在、月で約6人ずつ見込みを下回っておる計算となっております。

○委員長(崎本) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい、なければ質疑を終結いたします。以上で、介護保険特別会計補正予算の審査を終わります。

続いて、第12号議案、平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。資料18をお願いいたします。はい、まず歳入1、2ページをお開きください。ありませんか。はい、住吉君。

○委員(住吉) 滞納繰越分190万、これは、よく頑張りましたという話ですが、これ、何人分になるのでしょうか。

○委員長(崎本) はい、福祉保健部次長。マイクにスイッチをお願いします。

○福祉保健部次長(伊藤) トータルで滞納分26名の方がいらっしゃるんですが、この度の増額をお願いしております部分は、4名分でございます。

○委員長(崎本) はい、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) はい。それでは、歳出をお願いします。3、4ページをお願いいたします。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(崎本) その他、後期高齢者特別会計補正予算全体で、質疑漏れ等があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（崎本）質疑を終結いたします。以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の審査を終わります。

この際、暫時休憩いたします。執行部の方は御退席ください。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 0 0 分 休憩

午後 3 時 0 1 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（崎本）はい、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。これより各議案について、順次採決を行います。

まず、第 8 号議案、平成 29 年度海田町一般会計補正予算を採決いたします。第 8 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認め、討論を終結いたします。お諮りいたします。第 8 号議案については、原案のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）異議なしと認めます。よって、第 8 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 9 号議案、平成 29 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。第 9 号議案につきましては、質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 9 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、異議なしと認めます。よって第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 10 号議案、平成 29 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。第 10 号議案については質疑が終結しております。まず、討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 10 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）異議なしと認めます。よって、第 10 号議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第 11 号議案、平成 29 年度海田町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。第 11 号議案については、質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 11 号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 12 号議案、平成 29 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。第 12 号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第 12 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は、原案のとおり可決されました。

この際、皆様にお諮りいたします。委員会の報告については委員長一任とさせていただきます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（崎本）はい、異議なしと認めます。よって、委員会報告については、委員長一任ということにさせていただきます。

以上をもって、予算委員会を閉会いたします。大変御苦勞様でございました。

午後 3 時 0 5 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成30年 月 日

予算委員会委員長

予算委員会副委員長